

議案第 66 号

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 25 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年
川崎市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 32 条」を「第 32 条の 2」に、
「第 5 章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する
基準（第 50 条～第 53 条）」
を
「第 5 章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する
基準（第 50 条～第 53 条）」
第 6 章 雑則（第 54 条）」
に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のた
め、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等
の措置を講じなければならない。

第 7 条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第 8 条中第 12 号を第 13 号とし、第 8 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り

下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条第1項第4号中「看護職員」を「看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 特別養護老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第32条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第35条中第13号を第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第36条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「としなければならない」を「とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ロ)を削る。

第37条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第41条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第41条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第43条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「第32条までの」を「第32条の2までの」に、「次条から第32条」を「次条から第32条の2」に、「第23条まで及び第27条から第32条」を「第23条の2まで、第25条の2及び第27条から第32条の2」に改める。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第46条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第48条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用につ

いて当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第49条中「及び第32条の」を「、第32条及び第32条の2の」に、「第32条まで」を「第32条の2まで」に、「第23条」を「第23条の2」に、「及び第32条」を「、第32条及び第32条の2」に改める。

第51条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「としなければならない」を「とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ロ)を削る。

第53条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「、第34条」を「、第32条の2、第34条」に、「第32条まで」を「第32条の2まで」に、「第23条まで」を「第23条の2まで、第25条の2」に、「第32条、第35条」を「第32条、第32条の2、第35条」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホームの設置者及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第3条第5項（新条例第49条において準用する場合を含む。）、第32条の2（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び第34条第3項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第8条（新条例第49条において準用する場合を含む。）及び第35条（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用についてはこれらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項（新条例第49条において準用する場合を含む。）及び第41条第4項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項第3号（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人ホームの設置者は、その介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的
に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的

に実施するよう努めるものとする。

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第32条第1項（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 7 施行日以後、当分の間、新条例第36条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームの設置者は、新条例第12条第1項第4号ア及び第41条第2項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の条例第36条第4項第1号ア(ロ)及び第51条第4項第1号ア(ロ)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。
- 9 施行日以後、当分の間、新条例第51条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、新条例第12条第1項第4号ア及び第53条において準用する第41条第2項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

参考資料

制 定 要 旨

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの設置者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととすること、ユニット型特別養護老人ホームの1のユニットの入居定員は、15人を超えないものとする等のため、この条例を制定するものである。